

(別紙様式1)

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 兵庫県
 農業委員会名： 多可町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,696
自給的農家数	698
販売農家数	998
主業農家数	33
準主業農家数	117
副業的農家数	848

※ 農林業センサスに基づく

	農業者数(人)
農業就業者数	2,215
女性	841
40代以下	479

※ 農林業センサスに基づく

	経営数(経営)
認定農業者	49
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	1
農業参入法人	1
集落営農経営	26
特定農業団体	0
集落営農組織	26

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,360	54	54	0	0	1,410
経営耕地面積	988	29	23	6	0	1,017
遊休農地面積	4.9	0	0	0	0	4.9
農地台帳面積	1,364	94	0	0	0	1,458

※1 耕地面積は、平成30年耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 経営耕地面積は、2015年農林業センサスに基づく

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H33 年 5 月 10 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	17
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	12	12	3

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積 1,410ha	これまでの集積面積 372.9ha	集積率 26.26%
課 題	農家の高齢化や後継者不足、鳥獣被害による生産意欲の減退などによる農業従事者の減少が進んでいる。 そこで、継続的かつ安定的な農業経営を推進するため、人・農地プランや農地中間管理事業を活用し、地域の担い手へのさらなる農地の集積・集約化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 402.9ha (うち新規集積面積 30ha)
	目標設定の考え方:担い手へ3年間で90ha(30ha/年)の新規集積を目標。
活動計画	4月 農会長へ人・農地プラン、農地中間管理事業を活用した農地集積制度等を周知。 9～11月 農地の利用状況調査の集計とともに、集積農地の増加に向けた掘り起こし活動を実施。 通年 農地中間管理機構の制度推進や関連事業の活用により、長期的かつ安定的な利用権設定の促進を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	2 経営体	1 経営体	0 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	30 ha	10 ha	0 ha
課 題	新規就農者への支援措置の強化		

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	通年 新規参入に向けた相談等への対応。 通年 就農相談を受けた際は、条件にあう農地または指導者等の情報提供を行う。		

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,410ha	4.9ha	0.34%
課 題	農家の高齢化・担い手不足等により、遊休農地面積が増加傾向となっており、安定的な解消が図れていない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.2 ha			
	目標設定の考え方:継続的な耕作が可能かどうかを精査し、遊休農地の5%の解消を目指す。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		29 人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	1 調査区域を24地区に区切り、担当の農業委員・推進委員を定めて調査を実施		
		2 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域を特に重点を置いて調査		
3 写真を撮り、地図等に記録				
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月～1月	1月～3月		
その他	農業委員と推進委員が連携をとり、遊休農地の早期発見に努める。優良農地については、指導を行い利用権設定を調整する。			

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,410ha	0ha
課 題	耕作意欲の減退から、土地管理が容易な雑種地に転用し売却を進めようとする方が増えている。農地法による許可・届出が必要であることを周知する。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積

2 平成31年度の活動計画

活動計画	8～9月 農地利用状況調査の実施。 通年 ホームページや広報等で、転用する際は農地法による許可・届出が必要であることを周知する。
------	---